

島根県雲南市 地域おこし協力隊(鳥獣対策コーディネーター)
募集要項

島根県雲南市では、都市部の人材を活用し、地域力の維持・強化を図ることを目的に「地域おこし協力隊」を募集します。
本事業は、総務省の「地域おこし協力隊」制度を活用して、都市部の人材(以下「協力隊員」)を地域で受入れることにより、都市等で培ったスキルや暮らしを活かした地域活性化などの効果を期待しています。
今回募集する協力隊員は、嘱託型地域おこし協力隊として、スキルや経験を活かして鳥獣を寄せ付けない集落づくりや捕獲支援など、地域と一緒に鳥獣被害の地域課題解決に取り組んでいただきます。

勤務場所	島根県 雲南市
募集人数	1名
事業概要 (活動内容)	鳥獣被害は、農業者の生産意欲や気力を奪い、特に高齢の農業者の生きがいがいまで奪っています。そうした地域の活力を取り戻すには、地域が一体となり被害防止対策に取り組む必要があります。 安心して農業を営むことができる環境づくりのために、地域の皆さんと一緒に鳥獣対策に取り組んでいただきます。 取り組んでいただきたいのは、 (1)鳥獣対策学習支援(煙火講習、電気牧柵等の設置指導等) (2)追い払い、捕獲支援(箱わな等の設置・見回り、GPS装置による行動監視等) (3)ケモノナビ(出没情報アプリ)の活用推進 (4)ジビエ活用の推進
募集対象	3大都市圏内の都市地域若しくは一部条件不利地域又は政令指定都市に在住の方で、雲南市に住民票を移動し、令和5年5月以降、移住・勤務できる方 ※「3大都市圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部。 ※「条件不利地域」とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村で、「都市地域」とは、これに該当しない市町村です。①過疎地域自立促進特別措置法(みなし過疎、一部過疎を含む)、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法 【必要な免許等】 ①狩猟免許(わな又は銃)所持者、または、取得意思のある方 ②普通自動車免許(公用車MT車、AT車使用)
身分	会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号)
雇用期間	令和5年8月1日(予定)～令和6年3月31日。 ※採用から1ヶ月は間は試用期間となります。(試用期間中の労働条件は同条件) ※採用の日から令和6年3月31日までを一区切りとし、年度更新により最大3年まで延長可(実績により更新)。
勤務時間	毎月17日、1日7時間45分勤務。状況報告書を提出していただきます。
賃金・手当	月額166,600円(@9,800円/日×17日)、賞与2回(6月・12月)、通勤手当(片道2km以上の場合)
待遇	休日等:週休二日制(土・日・祝日)、年末年始休暇、各種有給休暇制度あり 加入保険:雇用、公災、健康、厚生 副業可能(要相談)
応募方法	指定の応募用紙に住民票を添付し下記住所まで郵送または持参して下さい。 提出先 〒699-1392島根県雲南市木次町里方521番地1 雲南市役所 農林振興部 林業振興課 応募〆切:令和5年6月9日(金)午後5時00分 ※〆切期限までに提出先まで応募用紙が届いている必要があります。
選考方法	【一次選考】書類審査 【二次選考】一次選考合格者を対象に、二次選考試験(面接試験等)を雲南市役所で行います。 二次選考試験の日程等は、一次選考結果に併せて通知しますが、6月24日(土)または25日(日)を予定しています。
留意事項	上記面接又は着任に係る交通費又は引越し費用等は個人負担とします。
その他	応募から採用までのスケジュール(イメージ) 応募期間 :5月1日(月)～6月9日(金) 一次選考結果通知 :(予定)6月14日(水)発送及びメール通知 二次選考 :(予定)6月24日(土)または25日(日) 二次選考結果通知 :(予定)6月28日(水)発送及びメール通知 移住に向けた準備期間:(予定)6月29日(木)～7月28日(金) 移動・引越し :(予定)7月29日(土)～7月31日(月) 着任(仕事開始) :(予定)8月1日(火)～
お問い合わせ	〒699-1392 島根県雲南市木次町里方521番地1 雲南市役所 農林振興部 林業振興課 担当:内田、岡田 電話:0854(40)1056 FAX:0854(40)1059 E-mail:ringyoushinkou@city.unnan.shimane.jp 活動内容や移住に関しての相談は個別に承ります。 お気軽にお問い合わせください。